

名古屋市会計管理者達第 1 号

会 計 室

名古屋市会計管理者事務代決規程（平成27年会計管理者達第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市会計管理者 清水 貴久子

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前			改 正 後		
第 1 条～第 5 条 （略）			第 1 条～第 5 条 （略）		
別表			別表		
	次長	会計課長		次長	会計課長
(略)			(略)		
8	<u>規則第 32 条の 3 第 1 項に規定する区会計管理者又は現金出納員（以下「区会計管理者等」という。）の一時補完全に関すること。</u>		8		<u>規則第 32 条の 3 第 1 項に規定する区会計管理者又は現金出納員（以下「区会計管理者等」という。）の一時補完全に関すること。</u>
9	<u>規則第 33 条第 1 項に規定する区会計管理者等のつり銭に関すること。</u>		9		<u>規則第 33 条第 1 項に規定する区会計管理者等のつり銭に関すること。</u>
(略)			(略)		

附 則

この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。